

穴粟市手話アンバサダー等登録制度 概要

	対象者	役割
<p>穴粟市手話アンバサダー</p>	<p>市内に在住、在勤、在学する者で、<u>手話教室講師派遣事業で実施する手話教室等を受講し、聞こえや手話への理解を深めたと認められる者</u></p>	<p>誰もが地域で安心して暮らせるよう、必要に応じて聞こえや手話に関する正しい情報を発信し、支援の輪を広げる。 家族や友人などの身近な人に、手話に関するイベント情報や手話教室で学んだことを伝えることで、手話への理解を広める。</p> <p>【対象の手話教室】 はじめての手話教室、市職員・民生委員研修、学校園所・事業所・その他のグループでの手話教室 ※聴覚障害の理解・聴覚障害者とのコミュニケーションについて学習することを要件とする 【周知方法】 手話教室受講者・奉仕員養成講座入門編修了者・手話サークルに案内</p>
<p>穴粟市手話サポーター</p>	<p>穴粟市に在住、在勤、在学する者で、<u>手話奉仕員養成講座の入門編及び基礎編を修了した者</u></p>	<p>聞こえや手話について正しく理解し、地域で暮らすろう者に対し、可能な範囲で手話を使って手助けをする。 手話に関するイベント等に参加し、手話を使って交流するなど、ろう者や地域の人をサポートすることで、手話への理解を広める。</p> <p>【周知方法】 奉仕員養成講座基礎編修了者、穴粟市登録手話通訳者に案内</p>
<p>穴粟市手話啓発協力事業所</p>	<p>穴粟市内の事業所で、<u>手話教室講師派遣事業で実施する手話教室を年に1回以上継続して実施する事業所</u></p>	<p>手話教室を継続して実施することで、聞こえや手話についての理解を深め、手話を使って暮らしやすい環境づくりに努める。 事業所で手話を学ぶ機会を設け、手話を使いやすい環境整備に配慮するなど手話への理解を広める。</p> <p>【周知方法】 手話教室を実施する事業所に案内</p>

- 登録者には登録認定カードを、事業所には認定証及びステッカーを交付する。
- 手話啓発ロゴマークのシール・バッジを作成。シールは、手話教室受講者に配布。バッジは、登録者に配布。
- 登録者と事業所には、手話に関する事業や催し、講座などを案内。

バッジデザイン (クリップピン 38mm)

< 宍粟市手話アンバサダー >



< 宍粟市手話サポーター >



ステッカーデザイン

< 宍粟市手話啓発協力事業所 >



シールデザイン (30mm ラベル)

